

上野原市

物価高騰対応製造業 事業者支援事業

市では、エネルギー価格高騰の影響を受ける一定の要件に該当する市内製造業事業者の事業継続を支援するため、補助金を交付します。

■ 補助金額 1法人につき **50万円**



■ 事業期間 令和7年6月1日～9月30日

- 対象者
- (1) 市内に事務所又は事業所を有し、日本標準産業分類において、製造業に該当する事業を主に営む法人
 - (2) 直近の事業年度終了日において、市内の事務所又は事業所に常時雇用されている従業者数が20名を超える者
 - (3) 補助金の交付後も事業を継続する意欲がある者
 - (4) 市税等に滞納がない者又は市税等の滞納において、納付の相談を行い、自主的な納付が見込めると判断された者
 - (5) 上野原市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する者が経営に関与していない者

■ 申請 事業期間中に、補助金交付申請書兼請求書に必要書類を添付し、上野原市産業振興課へ提出してください。

[問合せ先]

上野原市産業振興課 商工観光担当

電話 0554 - 62 - 3119

メール shokokanko@city.uenohara.lg.jp

